

防府市建設工事等の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要領

令和４年４月１日制定

(趣旨)

第１条 この要領は、別に定めのあるものを除くほか、防府市が発注する建設工事（防府市建設工事等請負業者選定事務要綱（以下、「選定要綱」という。）第１条に規定する「建設工事」をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（選定要綱第１条に規定する「測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務」をいう。以下同じ。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計図書及び設計書（以下、「設計図書等」という。）に係る積算内容の確認及び疑義申立て（以下、「積算疑義申立て」という。）の実施のために必要な事項を定める。

(対象)

第２条 積算疑義申立て手続きの対象となる入札は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が２００万円を超える建設工事の入札
- (2) 設計金額が７００万円を超える建設コンサルタント業務等の入札（ただし、設計金額の全てを見積りにより算出したものは、対象外とする。）
- (3) 前各号以外で、選定要綱第７条に規定する競争入札審査会（以下、「競争入札審査会」という。）が積算疑義申立て手続きの対象とすることが適当であると認めた入札

２ 前項の入札のうち、次に掲げる入札においては、積算疑義申立て手続きの対象としないことができる。

- (1) 当該入札において入札書を提出した者（以下、「入札者」という。）の全てが同額で入札した場合であって、その額が最低制限価格又は調査基準価格以上である入札

(2) 入札者が1者の場合であって、その入札額が最低制限価格又は調査基準価格以上である入札

(3) 競争入札審査会において積算疑義申立て手続きの対象とすることが適さないと認めた入札

3 積算疑義申立て手続きは、入札前に公表された設計図書等について、第8条により公開された積算内訳を確認しなければ判明しない積算上の疑義（以下「積算疑義」という。）を対象とする。

4 積算疑義申立てを行うことができる者は、入札者とする。

（入札参加者への周知）

第3条 前条の規定による対象工事等については、設計図書及び入札公告により積算疑義申立て手続き対象であること及び落札候補者が必ずしも落札者とはならず、落札決定を保留し、積算疑義申立て手続きが完了した後に落札者を決定する旨を入札参加者へ周知するものとする。

（入札不調又は中止の場合）

第4条 当該入札が不調又は中止となった場合は、積算疑義申立て手続きを行わないものとする。

（落札候補者の決定）

第5条 入札執行者は、開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした業者を落札候補者とする。

2 防府市低入札価格調査実施要領に規定する低入札価格調査制度対象の工事（以下、「低入札価格調査制度対象工事」という。）の場合は、同要領に規定する調査基準価格以上の価格をもって入札をした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした業者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札候補者の決定は行わないものとする。

3 防府市建設工事最低制限価格制度実施要領に規定する最低制限価格制度対象の工事又は防府市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領に規定する最低制限価格制度対象の業務（以下、「最低制限価格制度対象工事又は業務」という。）の場合は、同要

領に規定する最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした業者を落札候補者とする。

（入札の保留）

第6条 前条に規定する手続きの後、入札執行者は「積算疑義申立て手続き対象の入札であるため、落札決定を保留する」旨を入札情報公開システムに掲載する。

（くじ引きによる落札候補者の決定）

第7条 予定価格の範囲内で最低価格による同額入札者が2人以上ある場合は、防府市建設工事等競争入札執行事務要綱（「以下、入札執行事務要綱」という。）第8条第6項の規定により落札候補者を決定する。この場合において、同条第6項中「落札者」とあるのは「落札候補者」と、「落札を決めるくじ」とあるのは「落札候補者を決めるくじ」と読み替えるものとする。

また、この場合は落札者の決定後に、入札書に「くじ引きによる落札」である旨を記載するものとする。

- 2 低入札価格調査制度対象工事の場合は、防府市低入札価格調査実施要領の規定によるものとする。
- 3 最低制限価格制度対象工事又は業務の場合は、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、予定価格の範囲内で最低価格による同額入札者が2人以上あるときに、第1項の規定により落札候補者を決定するものとする。

（保留後の情報の公開）

第8条 契約課長は、落札決定を保留した日の翌日（防府市の休日に関する条例（平成元年条例第29号）第1条第1項各号に掲げる日（以下、「休日等」という。）を除く。）から開札日の属する年度及び翌年度において、入札状況（第1号様式）及び積算内訳を入札情報公開システム及び契約課の窓口で公表するものとする。

- 2 公表する積算内訳の内容は、防府市建設工事等予定価格積算内訳公表実施要綱第3条の規定によるものとする。

(積算疑義申立ての方法)

第9条 入札者は、積算疑義があるときは、開札日の翌日から起算して3日目（休日等を除く。）の正午までに積算疑義申立て書（第2号様式）を契約課長へ持参により提出しなければならない。

(積算内容の確認)

第10条 契約課長は、積算疑義申立て書（第2号様式）の提出があったときは、速やかに工事等担当課長へ積算内訳の確認を依頼しなければならない。

2 工事等担当課長は、契約課長から積算内訳の確認を依頼されたときは、積算内容を確認の上、積算疑義申立て期間の末日から起算して2日以内（休日等を除く。）に回答を作成し、契約課長へ提出しなければならない。

3 契約課長は、工事等担当課長から提出のあった回答に基づき、当該申立てに対する確認結果について、積算疑義申立て回答書（第3号様式）を作成しなければならない。

(積算疑義の申立てとして取り扱わないもの)

第11条 前条の規定にかかわらず、積算疑義の申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 入札者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義の申立ての対象となる工事等が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (5) 積算疑義申立て期間終了後に提出されたもの
- (6) 入札前に質問を行うことにより確認できるもの
- (7) その他当該入札に関係のないもの

(確認結果の回答)

第12条 契約課長は、積算疑義の申立てを行った者に対し、積算疑義申立て期間の末日から起算して3日以内（休日等を除く。）に積

算疑義申立て回答書（第 3 号様式）を F A X で回答するものとする。

（積算疑義申立てへの対応）

第 1 3 条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、第 1 0 条第 3 項の回答に基づき次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りがないときは、当該入札事務を続行する。
- (2) 積算内容に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を中止し、入札参加者に対して入札の中止を F A X 又は電子入札システムで通知する。それ以外のときは入札事務を続行する。

（積算疑義申立てがなかった場合の手続き）

第 1 4 条 第 9 条に定める期間中、積算疑義申立てがなかった場合は、入札執行者は当該入札事務を続行するものとする。

（緊急を要する建設工事等の特例）

第 1 5 条 契約課長は、工期、工事の内容（災害復旧における応急工事等）等特別な理由があるときは、事前に競争入札審査会に諮り、積算疑義申立て期間を短縮することができる。

なお、実施期間を短縮する場合は、その旨を設計図書又は入札公告に明示するものとする。

（低入札価格調査における工事費内訳書提出の特例）

第 1 6 条 低入札価格調査制度対象工事において、入札執行事務要綱第 6 条第 1 項に規定する再度入札の結果、調査基準価格未満判断基準額以上の入札者（以下「調査対象者」という。）がある場合は、契約課長は、防府市低入札価格調査マニュアル 2 の（2）の規定にかかわらず、積算疑義申立て手続きの実施前に調査対象者から工事費内訳書の提出を求めるものとする。

2 工事費内訳書の内容については、防府市工事費等内訳書取扱要領第 5 条の規定によるものとする。

3 第 1 項により提出を求められた調査対象者は、求められた日の翌日から起算して 2 日（休日等を除く。）以内に工事費内訳書を契約課長へ持参により提出しなければならない。

- 4 前項の期間内に工事費内訳書の提出がない場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。
- 5 契約課長は、全ての調査対象者から工事費内訳書の提出を受けた日の翌日（休日等を除く。）から、積算疑義申立て手続きを実施するものとする。ただし、第3項に規定する期間内に工事費内訳書の提出が無い場合は、提出期間の末日の翌日（休日等を除く。）から、積算疑義申立て手続きを実施するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

平成28年12月13日制定の防府市建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱（試行）要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

第 1 号様式

入 札 状 況

工 事（業 務）番 号	
工 事（業 務）名	
予 定 価 格 （入札書比較価格）	（ ）
最低入札額（税抜き）	
積算疑義申立て期間	
落 札 決 定 日	
工 事（業 務）担 当 課	

【注意事項】

- 1 最低入札額とは、予定価格の制限の範囲内で有効な入札額のうち、最も低い価格のものをいう。ただし、低入札価格調査制度適用工事で判断基準額を適用している場合、又は最低制限価格制度適用工事（業務）で入札書比較最低制限価格を設定している場合においては、これらを下回るものを除く。
- 2 積算疑義申立て期間終了後において、設計図書等の積算内容に係る疑義についてはこれを受け付けけないものとする。
- 3 低入札価格調査制度適用工事で、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、積算疑義申立て期間終了後、低入札価格調査を行う。
- 4 落札決定日は予定日であり、積算疑義申立て書の提出があったときは後日となる場合がある。
- 5 積算疑義を申立てる場合は、上記期間中に第2号様式を契約課へ持参により提出すること。

積算疑義申立て書

(宛先) 防府市長 様

申請者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

(担当者 :)

次の工事（業務）の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申立てます。

開 札 日	
工事(業務)番号	
工 事 (業 務) 名	
疑 義 内 容	

- ※ 積算内訳を確認しないと判明しない事項に限ります。
- ※ 積算疑義申立て期間は、入札日（開札日）の翌日から起算して3日目（休日等を除く。）の正午までとし、これを過ぎた疑義申立ては受け付けません。
- ※ 疑義内容は、具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

様

防府市長

積算疑義申立て回答書

年 月 日提出の積算疑義申立て書について、下記のとおり回答いたします。

開 札 日	
工事(業務)番号	
工 事 (業 務) 名	
疑義申立事項	
回 答 事 項	
回 答 担 当 課	課 (担当 :)